

危機管理会議

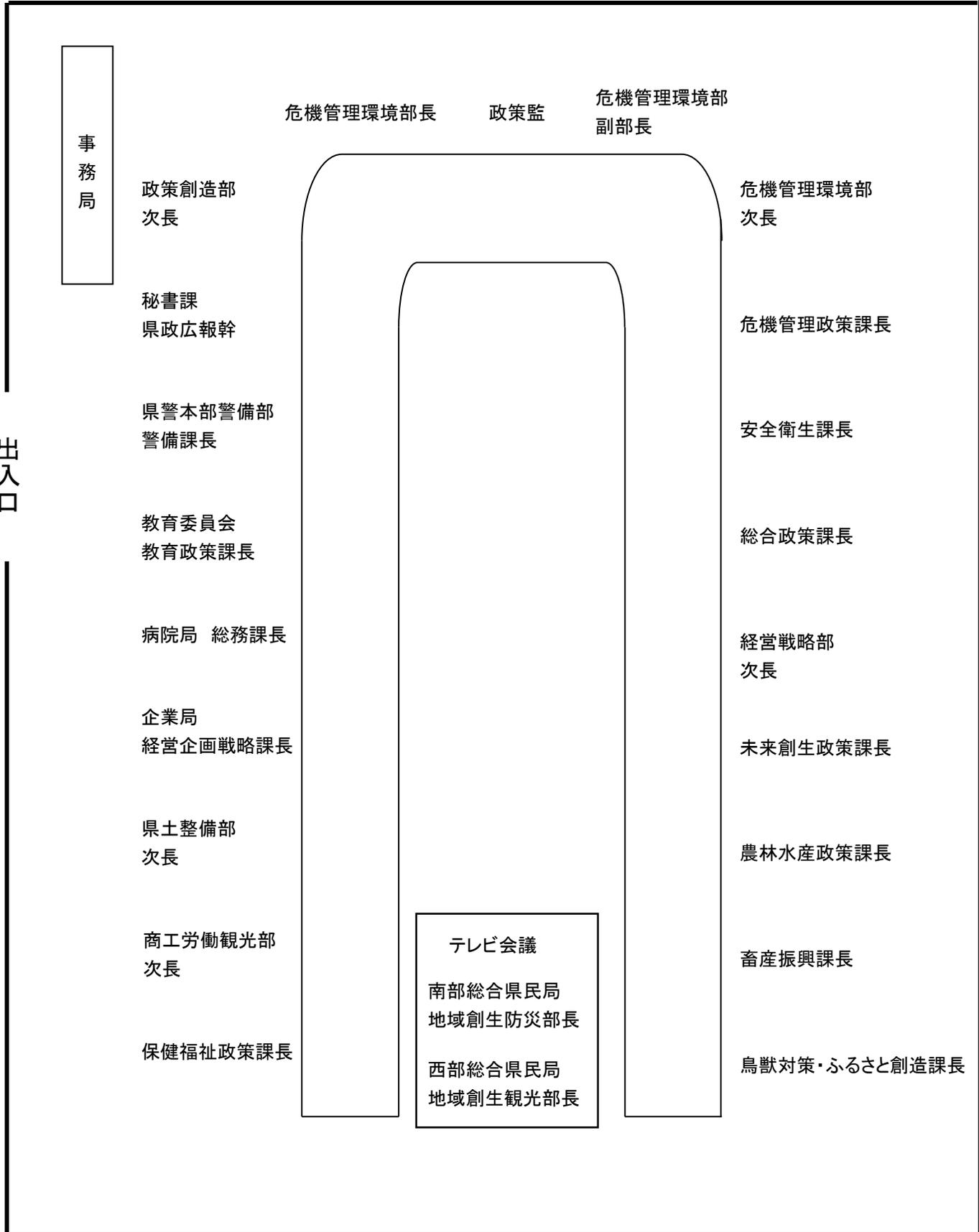
日時：令和6年2月5日（月）午後9時00分から

場所：県庁3階 特別会議室

協議事項

- ・ 香川県の養鶏場における高病原性鳥インフルエンザの疑い事例の確認について

危機管理会議 配席図



香川県における「高病原性鳥インフルエンザ」の疑い事例について

1 状況

- 本日（2月5日）、香川県の養鶏場において、「高病原性鳥インフルエンザ」の疑い事例（簡易検査陽性）が確認された旨、香川県が公表
- 当該農場の概要
 - ・ 所在地 香川県三豊市
 - ・ 飼育規模 採卵鶏 約 7万羽
 - ・ 疫学関連農場 1農場（採卵鶏・約4万羽） 合計11万羽
- 経緯
 - ・ 本日（2月5日）、当該農場から香川県西部家畜保健衛生所西讃支所に「死亡羽数増加」の通報
 - ・ 同家畜保健衛生所が立入検査を実施し、簡易検査を実施したところ、13羽中10羽の「陽性反応」を確認
 - ・ 香川県東部家畜保健衛生所において、遺伝子検査を実施中（2月6日には、検査結果が判明予定）

2 本県との関係

- 当該農場を中心とした「搬出制限区域（半径10km圏内）」が、三好市池田町・三野町及び東みよし町にかかり、区域内に本県養鶏場4か所が含まれる

3 本県の対応

- 現時点で、県内養鶏場において疑いのある「異常鶏」がないことを確認済み
- 既に「鳥インフルエンザ・とくしまアラート」を「ステージⅢ・感染拡大警報」に引き上げ（令和5年10月25日）、養鶏関係者に対する防疫強化を実施中
 - ・ 「鶏舎点検」や「破損箇所修繕」などの「野生小動物対策」、
「車両」や「農場敷地」の消毒など、防疫対策について、
養鶏場へ再徹底
 - ・ 養鶏場から「死亡羽数」について、報告を徹底
- 搬出制限区域の設定について
 - ・ 「搬出制限区域」に、本県養鶏場が含まれるため、県内に「搬出制限区域」を設定

「第1回香川県鳥インフルエンザ対策本部会議」の開催について

本日、三豊市の採卵鶏農場において、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例が発生しました。

これを受け、香川県は、本日17時から、第1回香川県鳥インフルエンザ対策本部会議を開催します。

1 農場の概要

所在地：香川県三豊市

飼養状況：採卵鶏（約7万羽）

疫学関連農場： 1農場 採卵鶏（約4万羽） 合計約11万羽

※疫学関連農場とは、疑似患畜が確認された農場と同一の管理者等が出入りしている農場のことです。

2 第1回香川県鳥インフルエンザ対策本部会議の開催

(1) 日時 令和6年2月5日（月） 17時

(2) 場所 県庁本館12階 大会議室

(3) 議題 ①高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例について
②疑似患畜の確認後の防疫措置について

(4) 出席者 本部長（知事）

副本部長（副知事）

本部員（政策部長、総務部長、知事公室長、危機管理総局長、
環境森林部長、健康福祉部長、商工労働部長、交流推進部長、
農政水産部長、土木部長、教育長、警察本部長）

事務局（畜産課、農政課）

出席者：約25名

3 今後の対応

本日17時から、「第1回香川県鳥インフルエンザ対策本部会議」を開催し、今後の防疫措置について速やかに検討するとともに、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、以下の措置について万全を期します。

(1) ①当該農場の飼養家さんの殺処分及び埋却

②農場から半径3km以内の区域について移動制限区域の設定

③半径3kmから10km以内の区域について搬出制限区域の設定等

必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。

- (2) 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。
- (3) 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。

4 その他

- (1) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。特に、ヘリコプターやドローンを使用する取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。
- (2) また、日本では、これまで家きん肉及び家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。
- (3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

香川県の養鶏場における高病原性鳥インフルエンザ疑い事例への対応

1 食鳥肉の安全確保

① 県内食鳥処理場への搬入状況

- ・ 当該養鶏場及び疫学関連農場からの搬入なし

② 食鳥処理場への指導

食肉衛生検査所から次の事項について指導

- ・ 搬入農家の確認の徹底
- ・ 消毒などの鳥インフルエンザ対策の徹底
- ・ 異常鶏が確認された場合の通報の徹底

③ 食鳥検査センターへの確認・指示事項

- ・ これまで、県内食鳥処理場において、疑いのある異常鶏は確認されていない
- ・ 出荷状況報告書*及び生鳥検査等の確認の徹底
- ・ 異常鶏についての簡易検査の徹底

※出荷状況報告書

食鳥検査申請書に添付することと定めている、飼養者名、住所
出荷羽数、出荷時死亡羽数等を記載した書類

2 愛玩鳥への対策

動物愛護管理センターを中心に、次の事項を実施

- ・ 動物園、動物取扱事業者への指導
- ・ 飼育者等への啓発

3 その他

- ・ 県ホームページ等での食鳥肉・卵の安全、愛玩鳥における対策の啓発

死亡野鳥をみつけたら

- ・ 現在、本県では、「高病原性鳥インフルエンザ」の早期発見による感染拡大防止のため、「死亡野鳥」の簡易検査を実施中
- ・ 「死亡野鳥」の検査は、環境省が策定した「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき実施しており、主に猛禽類やカモ類などの水鳥、その他鳥が複数羽死んでいる場合などに実施
- ・ 県民の皆様には、「死亡野鳥」を見つけたら、素手ではさわらず、最寄りの市町村や県民局の相談窓口まで、ご連絡いただくよう周知を実施しているところ
- ・ 今後ともあらゆる機会を通じて、県民の皆様に対しての周知を徹底

◎野鳥監視重点区域の調査について

なお、この度の香川県三豊市における「高病原性鳥インフルエンザ」疑い事例に伴う対応としては、遺伝子検査において陽性が確定次第、

- ・ 環境省が、発生地周辺（半径10km圏内）を「野鳥監視重点区域」に指定
- ・ このことに伴い県では、「野鳥監視重点区域」において、死亡個体や衰弱個体の有無など巡視及び聞き取り調査を実施し、野鳥の異常の監視を強化